

美作監査第85号

平成28年3月31日

美作市長
萩原誠司 殿
美作市議会議長
山本雅彦 殿
美作市教育委員会委員長
福島信夫 殿
美作市農業委員会会長
山本正人 殿

美作市監査委員	窪田 功
同	高田 修平
同	松本 妙子
同	安本 博則

平成27年度定期監査（第2次）結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

平成 27 年 度
定 期 監 査 結 果 報 告 書
(第 2 次)

美 作 市 監 査 委 員

目 次

定期監査結果報告

1	監査の期日及び対象	1
2	監 査 の 範 囲	1
3	監査の主眼及び方法	1
4	監 査 の 結 果	2

1 監査の期日及び対象

実地監査は、平成 28 年 1 月 25 日から平成 28 年 2 月 17 日まで実施したが、その際十分な説明等が受けられなかったこともあって、その後追加調査等を行ったため、平成 28 年 3 月 31 日まで監査を行った。

監査の期日	監 査 対 象
平成 28 年 1 月 25 日	大原病院・上水道課・下水道課
平成 28 年 1 月 26 日	作東診療所・作東老人保健施設・東栗倉総合支所 大原総合支所・勝田総合支所
平成 28 年 1 月 27 日	消防本部・クリーンセンター管理課・英田総合支所
平成 28 年 1 月 29 日	教育総務課・学校教育課・社会教育課・スポーツ振興課 作東総合支所
平成 28 年 2 月 3 日	都市住宅課・建設課・農村整備課
平成 28 年 2 月 5 日	農業振興課・農業委員会・森林政策課・観光振興課 産業振興課
平成 28 年 2 月 8 日	市民課・くらし安全課・税務課
平成 28 年 2 月 10 日	企画情報課・営業課・総合戦略室・財政課
平成 28 年 2 月 15 日	総務課・危機管理室・秘書課・管財課
平成 28 年 2 月 16 日	社会福祉課・高齢者福祉課・健康づくり推進課
平成 27 年 2 月 17 日	会計課・議会事務局・監査事務局

2 監査の範囲

平成 27 年度（4 月から 12 月末）における事務事業及び予算の執行状況

3 監査の主眼及び方法

平成 27 年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事務の管理が、法

令に基づき適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め事前審査を行い、当日は資料に沿って関係職員から説明を聴取するとともに、関係諸帳簿を確認し実地監査を行った。

また、平成 26 年度決算審査等で指摘した事項の措置及び改善状況についても監査した。

4 監査の結果

各監査対象における財務に関する事務については、概ね適正に執行されていると認められたが、一部において改善を要する点が見受けられた。特に目に付いた指摘事項については以下に述べているとおりである。多数発生している再演事項（17 項目）や法令に悖る事項（5 項目）を含め、早急に組織的な検討を行うと共に有効な改善措置を求める。

なお、これら指摘事項の多くは、平成 26 年度決算審査の意見として指摘してきたとおり、関係法令の研鑽不足のみならず、組織的な法令遵守に対する意識不足や職務の怠慢、怠惰によるものと認められるので、「美作市政刷新のための人的基盤の整備及び情報の積極的公開に対する条例」制定時点にさかのぼり、心を新たに改善方取り組まれない。

おって軽易な注意事項については監査時に改善するよう伝えたので、その記述は省略した。

【推奨事項】

1. 窓口対応について

本庁及び総合支所の窓口対応（接遇対応等）については、来庁者等から高い評価の声も聞かれる。これは関係職員の努力と認められ、市民サービスの向上が認められるので推奨する。

【秘書課】

1. 市長交際費の不適正支出について【再演事項】

美作市交際費支出基準及び公表に関する要綱第 2 条第 1 項第 1 号でお供えは、市政関係者及びその親族に対するものとし、第 3 条において「市長は、交際費の支出に当

たつては、社会通念上妥当と認められる範囲で、必要最小限の支出に務めるものとし、別表に定める基準により支出するものとする。」と定めている。しかしながら、平成27年3月2日に支出された「全国トンネルじん肺根絶原告団副団長」へのお供え（生花代）32,400円は、市長が平成19年に自民党じん肺対策議員連盟の事務局長をしていた関係での支出で、故人は市政関係者ではないと思料されるため、返還措置を求める。

2. ホームページの市政日誌について

説明内容が乏しく、掲載する目的がどこにあるのか不明瞭なものも見受けられるので、改善を図られたい。

【総務課】

1. 監査結果に対する措置状況報告の未済について【再演事項】

地方自治法第199条第12項に、「監査委員から監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会等、その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。」と定められているにも関わらず、監査結果等に基づいて措置を講じたものについて、監査委員への通知が励行されていないほか、未措置のものも見受けられることは、誠に遺憾であるので、地方自治法の制度目的の研鑽に努めると共に改められたい。

2. 組織の見直し不十分について【再演事項】

行財政改革の取り組みが不十分なことから、組織のスリム化と人口減少に伴う定員管理が不十分と認められる。そのことにより担当部署間の連携不足等による責任の所在が不明瞭な業務が見受けられるほか、これがために不効率なものもあるので、組織及び業務全般の見直しと、責任分担の明確化を図られたい。また、人口減少していく中で、適正な定員管理も進められたい。（企画情報課2.及び財政課1.関連）

3. 職員への指揮監督不十分について【再演事項】

地方自治法第154条において、「地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。」と定め、補助機関を構成している職員が、統制と秩序をもって業務遂行に当たることとされているほか、地方公務員法第1条においては、地方自治の本旨の実現について、更に同法第29条（懲戒についての規定）、同法第23条の2

(人事評価の実施)等の規定をもってこれに当たることになっているところである。

しかし、関係法令の認識不足もあってか、これら取り組みが組織的にも不十分であると認められるので改め、職場規律の確保(喫煙等)と職員の士気向上に努め、もってより優れた行政サービスの提供を図られたい。

4. 任期付職員の採用について【再演事項】

平成27年3月末日をもって定年退職を迎えた部長職の職員を、同年4月「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」及び「美作市一般職の任期付職員の採用に関する条例」第2条第1項に基づき同人を採用し、同じポストと地位に就けている。

しかし同制度は、高度な専門的な知識経験等を有しているなどの条件があるほか、採用に当たっては原則公募によるほか、経歴評定その他客観的な判定方法により公正に検証しなければならない旨定められている。

しかるに、同人は破たんした第三セクターの株式会社雲海など多くの事件に担当部長等として関与している。当時の市長及び副市長の行政責任については、給与減額が採られている中、同人については何の処分もされていないが、責任はあるものと考えられる。

以上等のことから本件採用手続き等には疑義が認められる。

なお、同人については平成28年3月31日付で退職となった。

【危機管理室】

1. 薪ストーブ導入について

薪ストーブ導入にあたり排煙トラブル等が発生しているが、設計に問題がなかったのか調査するよう求める。

【管財課】

1. 公共工事の発注見通しの公表について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第5条第5項の規定により、少なくとも毎年度一回、10月1日を目途として、公表した発注の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表しなければならないとされているが、変更が公表されていない。

2. 入札業務の透明性確保について【再演事項】

指名委員会の会議録が作成されていないが、指名競争入札の適正化と透明性確保の

ためには必要であり、事務分掌及び決裁規程第5条の定め反するので、作成するよう改められたい。

【企画情報課】

1. 美作市ホームページについて

美作市ウェブサイト再構築事業について、新たに1月から試験運用されているが、市民の声を反映した構築となっていないばかりか、その試験運用については決裁もされていない。また、募集期限が過ぎたものが掲示されているなど、その管理体制が不十分と考えられるので改められたい。

2. 指定管理者関係業務推進体制の見直しについて

指定管理制度については企画振興部企画情報課が、選定関係業務は担当事業部署が担当しているが、この連携不足が見受けられ、これがために応募者はもちろんのこと関係者に多大の迷惑と混乱を生じるに至っている。これは総務課2.にも述べたように、組織の見直しが不十分なことから発生したものと認められるので、見直すと共に業務の効率化と責任の所在の明確化を図られたい。(総務課2.、財政課1.関連)

【営業課】

1. 誘致関係業務及びベトナムとの交流施策について【再演事項】

多大な労力と経費を投入しているが、当市の財政規模からして大きな負担額であるので費用対効果分析などを行うとともに、議会はもちろんのこと市民にも十分な説明をし、理解を得た上で進めるようされたい。

2. 教育施設等誘致促進補助金について

美作市教育施設等誘致促進補助金交付要綱に基づき補助対象としているNPO法人青少年少女モータースポーツ振興会(美作市認定技能教育施設:NODAレーシングアカデミー)の位置づけが不明瞭であるほか、義務教育対象者の扱いにも疑義があるところである。

かかる施設への公金支出には問題もあると考えるので、現状調査のうえ相当措置されたい。また本施設の指導監督部署も不分明であるので、これを明確にされたい。

【財政課】

1. 行財政改革の停滞について【再演事項】

総合振興計画等にも定められているとおり、不断の取り組みが必要にもかかわらず、行財政改革への取り組みが停滞していることは誠に遺憾である。（総務課 2. 及び企画情報課 2. 関連）

2. 予算編成方針について【再演事項】

「平成 28 年度予算編成方針について（通知）」が「美作市幹部会議」名で出されているが、美作市予算規則第 6 条では「企画振興部長は、市長の命を受けて、会計年度ごとに予算の編成方針を定め、各部長に通知しなければならない。」と定めているので法令遵守の観点からも問題がある。

【総合戦略室】

1. 「美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について

「美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成 27 年 8 月 31 日付けで策定しているが、その骨格の策定を含めて住民参画が不十分と認められる。施策の遂行に当たってはこうした経緯のあったことを踏まえ、住民説明に努めるとともに、その理解と協力が得られ、実効性のあるものにしていただきたい。

【市民課】

1. 繰越未収金の対応について

過年度収入の処理状況、諸収入（雑入）について 12 月末現在で収納が全くされていない。収入未済金の回収努力が適正にされているとは考えにくいので、さらなる努力を求める。

【くらし安全課】

1. 行政事務連絡協議会と自治振興協議会の再編について

住民生活に直結する見直しに関わらず、市民への説明が不十分なまま進められたので、住民に丁寧な説明を行われたい。

2. 未収金について

住宅新築資金等貸付元利収入（滞納繰越分）の調定額 428,059,661 円、12 月末現在の収入済額 7,799,917 円で収納率 1.8%となっている。法的措置を含めた調査・検討を進めているとのことだが、取り組みを早めるように求める。

【税務課】

1. 滞納整理について

市税の収入未済に対しては相応の改善努力は認められるが、より一層実効の上がる対応について検討を促したい。

【社会福祉課】

1. 福祉サービスの周知について

様々な社会福祉サービスが対象者に応じて設けられているが、「障害者自動車改造費・運転免許取得費補助金」が平成 26 年度から支出されていないなど、対象者に制度が周知されているのか疑義がある。

なお、その他部署についても周知不足が見受けられるため改められたい。

【高齢者福祉課】

1. 事務処理について

いきいきゆうゆうの里エアコン改修工事について、しゅん工が平成 27 年 12 月 28 日となっているが、平成 28 年 2 月 16 日の定期監査時においてしゅん功検査がなされていなかった。これは、美作市契約規則第 122 条「検査職員は、工事が完成し、受注者から工事完成届の提出があったときは、これを受理した日から 14 日以内にしゅん功検査を行うものとする。」に反する行為であり、法令順守を求める。

2. 委託契約について【再演事項】

美作市食の自立支援事業については、安否確認が必要な高齢者に給食サービスを提供するもので、美作市社会福祉協議会が利用者の状況に精通しているとして随意契約されているが、その一部が再委託されている現状がある。随意契約理由、本来の支援事業の趣旨に反するものであり適正な運用を求める。

【健康づくり推進課】

1. 放課後児童クラブについて

放課後児童クラブの指定管理者募集要項に不備があるまま、指定管理者の公募と選定作業を実施したことにより応募者から異議の申立てを受けるに至ったほか、今日の混乱を招来する一因ともなったことは誠に遺憾である。これも関係部署間における連携不足によることは明らかであるので、見直されたい。（総務課 2.、企画情報課 2.

及び財政課 1. 関連)

【大原病院】

1. 諸会費について【再演事項】

諸会費の一部に、使用目的から公費で負担することが不相当と考えられる支出があったので、相当措置を求める。

【作東診療所】

1. 負担金補助及び交付金について【再演事項】

負担金補助及び交付金の一部に、使用目的から公費で負担することが不相当と認められる支出があったので、相当措置を求める。

【農業振興課】

1. 「作東吉野きんちやい館」について

指定管理者への監督が不十分であり、現状把握も不十分である。また指定管理者選定委員会への情報提供が十分できないままに選定作業を進めたことは遺憾である。

【森林政策課】

1. 袴ヶ仙について

市長から要求された「美作市東谷上及び真殿地内における立木売買契約に関する事務」に関する監査結果報告書を平成 27 年 5 月 21 日付けで提出しているが、措置報告が未だにされていない。検証を進めるように求める。(総務課 1. 関連)

【観光振興課】

1. 観光施設の業務管理指導契約について

観光施設「武蔵の里」及び「愛の村」に対する業務管理指導を目的とし、共立メンテナンスと施設管理運営業務管理指導契約をしている。契約形態は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号(その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき)を適用して随意契約としている。業者選定に当たって、コンペ方式やプロポーザル方式をとることなく特定の業者を選定しているため、公正が確保されているとは考えら

れない。また、この契約による負担額が月間99万円、年間1188万円であるが、報告内容を見る限り、成果物としては内容が乏しく、また、経営改善にはつながっていないものと認める。

【産業振興課】

1. もうもう工房の跡地について【再演事項】

道の駅として整備する計画は難しいとの説明があったが、その見通しを明らかにするとともに有効利用を検討されたい。

【都市住宅課】

1. 都市公園事業について【再演事項】

当初計画の変更事情も含めて、市民に対して十分かつ丁寧な説明を行い、理解を得た上で事業を実施されるように求める。

本件事業目的が都市整備から外れた説明もされている。国民負担の観点からも含めた総合的な判断を求めたい。

なお、本件公園計画の事業継続性に疑義が持たれる。

【農村整備課】

1. 下町地区ほ場整備事業について

下町地区ほ場整備事業については、未だに換地処分に着手できない状況にあるので、事業主体として早期解決を図るよう一層努力されたい。

【クリーンセンター管理室】

1. クリーンセンター事業の度重なる計画変更について【再演事項】

地域計画の変更も既に7回にもおよび、環境省や岡山県にも迷惑をかけてきたほか、変更に伴う労力と経費支出も莫大で市民負担も大きくなってきたことは誠に遺憾である。残すところは最終処分場だけになったが、本件に限らず事業計画を立てる際には十分吟味検討の上行うようにされたい。

【議会事務局】

1. 議会の広報活動について【再演事項】

美作市議会広報紙の発行に関する規程では、議会の広報紙を年間4回、定例会ごとに発行すると定められているが、平成19年以降発行が途絶えたままである。

また住民に分かりやすい議会とするため本会議及び委員会のみまちゃんネルやインターネット中継の実施の検討を含めて、公開性・透明性を高められたい。

なお公開が基本であることもわきまえられ、質疑討論はもちろん委員会報告などについても一般市民が理解できる内容で行われるよう改められたい。さらには、休憩時間を含む議会運営についても傍聴者及びテレビ視聴をしている市民の目線に立って改められたい。

2. 議会図書室について

議会図書室は、議員の調査研究に資するため、地方議会に設置が義務付けられているので（地方自治法第100条第19項）、早期に整備されたい。

【大原総合支所】

1. 宿直について

本庁舎と大原総合支所で宿直員を置いているが、大原総合支所については、利用件数の実態から判断してその必要性について疑問があるので、他の地域との整合性の観点から廃止も含め検討するよう求める。

【英田総合支所】

1. 水利組合負担金について【再演事項】

英田総合支所における水利組合負担金は、水利の使用がなくとも負担金が発生しているが、他施設と比べ高額となっているので是正を検討されたい。

【学校教育課】

1. 勝田東小学校の運営方針について

勝田東小学校については、特別支援教育に力を入れた学校、ユニバーサルデザイン教育推進拠点校、そして、小規模特認校などと説明されてきているが、内容が不分明であると思料される。勝田東小学校をどうしていくか明確に示されたい。

新年度においても他市町村からの編入がなく、このままでは何のための、拠点校なのか不明である。